

砂 川 市 訓 令 第 1 2 号

令和 7年 4月 1日

砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成22年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市に住所を有する」、「及び介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する住所地特例の適用を受けた障害者」及び「これらの者を」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（支援の対象者）

第1条の2 この訓令による支援の対象となる要支援者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の規定に基づき、市以外の市町村が自立支援給付の支給を決定している者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定に基づき、市以外の市町村が措置を決定し、実施している者

（2） 市に住所を有しない者のうち、次に掲げるもの

ア 介護保険法第13条の規定に基づく市の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定に基づき、市が自立支援給付の支給を決定している者

ウ 生活保護法第19条の規定に基づき、市が保護を決定し、実施している者

エ 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、市が措置を決定し、実施している者

2 前項の規定にかかわらず、市長は要支援者の保護を図る必要があると判断する場合は、市以外の関係する市区町村と協議し、対象者としてすることができる。

第2条第1号中「老人福祉法（昭和38年法律第133号）」を「老人福祉法」に、「要支援者の成年後見等の制度」を「対象者の成年後見制度」に改め、同条第2号中「申立て費用」という。）の費用」を「申立費用」という。）に改め、同条第3号中「保佐人又は補助人」を「成年後見監督人、保佐人、補佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第3条第3号中「同意見」を「同意を要する行為」に改める。

第4条中「当該要支援者が成年後見等」を「対象者が成年後見制度の利用」に改め、同条第6号中

「当該要支援者」を「対象者」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 砂川市成年後見支援センターの職員

第5条第1項第1号中「審判の請求の対象者（以下「本人」という。）の利害の得失」を「対象者の利害得失」を改め、同項第4号中「審判の」を削り、同項第5号中「審判請求をする」を「申立てを行う」に改め、同項第6号中「本市」を「市」に改め、同条第2項中「確認する」を「調査する」に改める。

第6条中「成年後見等」を「成年後見制度の利用」に、「その者」を「当該対象者」に改める。

第7条の見出しを「（申立ての時期）」に改め、同条第1項中「、審判の申立て」を「、申立て」に改め、同項第2号中「成年後見等開始等の審判の申立て」を「申立て」に、「審判申立て」を「申立て」に改め、同項第3号中「審判申立て」を「申立て」に改め、同条第2項中「成年後見等の審判請求」を「申立て」に改める。

第8条第1項中「申立て費用」を「申立費用」に改め、同条第2項中「関係人」を「当該対象者」に、「成年後見開始」を「第3条各号に規定する審判」に改める。

第9条の見出しを「（申立費用の助成）」に改め、同条中「助成対象者は、要支援者本人」を「助成は、対象者」に、「者とする」を「ものに行うものとする」に改め、同条第1号中「申立て費用」を「申立費用」に、「成年後見等の制度」を「成年後見制度」に改め、同条第2号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条」を「生活保護法第6条第1項」に改め、同条第3号中「第6条」を「第6条第2項」に改め、同条第4号中「当該開始審判申立てに要する費用」を「申立費用」に改める。

第10条の見出しを「（成年後見人等の報酬の助成）」に改め、同条中「助成対象者」を「助成」に、「者とする」を「ものに行うものとする」に改め、同条第1号中「報酬等」を「報酬」に、「成年後見等の制度」を「成年後見制度」に改め、同条第2号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第3号中「報酬等」を「報酬」に、「第6条」を「第6条第2項」に改め、同条第4号中「報酬等」を「報酬」に改める。

第11条を次のように改める。

(助成金)

第11条 第2条第2号及び第3号に規定する助成は、申立費用及び同条第3号に規定する成年後見人等の報酬に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に助成することをいう。

2 前項に規定する成年後見人等の報酬に係る助成金の額は、家庭裁判所の定める金額の範囲内とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 対象者が在宅で生活している場合 月額28,000円

(2) 対象者が施設入所又は長期入院をしている場合 月額18,000円

第12条第1項中「申立て費用及び成年後見人等の報酬の助成」を「助成金」に、「本人又は」を「対象者又はその」に改め、同条第2項中「申立て費用及び成年後見人等の報酬の助成」を「助成金」に改める。

第15条中「要支援者」を「対象者」に、「助成の金額」を「助成金」に改める。

第16条中「受けたもの」を「受けた者」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

砂川市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

砂川市長

様

申請者住所

氏名

(電話番号)

砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申 請 額						円
内 訳	< 交付申請金額 >					
	(1) 申立費用 (収入印紙、切手代等)					円
	(2) 登記費用 (登記印紙代等)					円
	(3) 鑑定費用 (診断書の作成等)					円
	(4) 後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬 月 額 円 × 月					円 / 年
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
精 神 保 健 福 祉 (療育)手帳番号		障害の程度		交付年月日	年 月 日	
介 護 保 険 被保険者証番号		交付年月日	年 月 日			
要介護状態区分		認 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
生 活 保 護 受 給 の 有 無 等	☐ 有 (受給開始年月日 : 年 月 日) ☐ 無					
生 活 状 況 等 (収入状況及び 資 産 状 況 等)						
添 付 書 類	☐ 収入状況等を証する書類 (公的年金等の源泉徴収票、申告書の写し等) ☐ 財産の管理状況を証する書類 (金銭出納簿、領収証の写し等) ☐ 財産状況を証する書類 (被後見人等の財産目録の写し等) ☐ 申立費用の支払額を証する書類 ☐ 成年後見人等の報酬額を証する書類 (領収書、家庭裁判所の審判の写し等) ☐ 成年後見等の開始の日及び成年後見人を証する書類 (家庭裁判所の審判の写し等)					